**サービス提供責任者（同行援護）と**

**同行援護従業者の資格要件について**

**１．サービス提供責任者の要件**

次の（イ）の要件を満たす者であって、**かつ**（ロ）の要件を満たすもの

（イ）　介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護従業者養成研修１級課程修了者、居宅介護職員初任者研修修了者であって３年以上介護等の業務に従事した者、看護師又は准看護師のいずれかに該当する者（介護保険法施行規則第22条の23第２項に規定する研修の修了者も含む。）

（ロ）　同行援護従業者養成研修（応用課程）修了者又は社会福祉法人日本盲人会連合が実施した視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修修了者

**２．従業者の要件**

次の①、②、③のいずれかの者

　①　居宅介護従業者（下記★参照）の要件を満たす者であって、かつ、同行援護従業者養成

研修一般課程修了者（裏面※参照）

　②　居宅介護従業者（下記★参照）の要件を満たす者であって、かつ、視覚障害を有する

身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る）に１年以上従事した者

　③　国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等

**★　居宅介護従業者の要件とは**

介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護従業者養成研修１級又は２級課程修了者、居宅介護職員初任者研修修了者、看護師又は准看護師のいずれかに該当する者（介護保険法施行規則第22条の23第２項に規定する研修の修了者も含む。）

**≪次の研修を、同行援護従業者養成研修（一般課程）に相当するものとして扱う。≫**

**・　 ガイドヘルパー養成研修**

平成２年度から平成８年度まで都道府県又は指定都市が実施したもの

* **ガイドヘルパー養成研修（視覚障害者課程）**

ガイドヘルパー養成研修実施要綱（平成９年5月23日付け障障第90号）」に基づき都道府県、指定都市又は中核市が実施したもの

* **視覚障害者移動介護従業者養成研修**

廃止前の「指定居宅介護等及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成15年3月24日厚生労働省告示第110号)」第３号に掲げるもの

* **視覚障害者外出介護従業者養成研修**

廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年3月31日厚生労働省告示第209号）」第３号に掲げるもの

* **大阪府移動支援従業者養成研修（視覚障害課程）**

大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱に基づき市町村又は指定研修事業者が実施したもの

* **大阪府盲ろう者通訳・介助者養成研修**

以　上

≪**所定単位数から１０％減算の対象となる従業者の資格要件について**≫

　・　令和3年３月31日までに「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」に従事し、視覚障害及び

聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有する者（盲ろう者向け通訳・

介助員）を、従業者として配置した場合

　　・　「障害者居宅介護従事者基礎研修課程修了者」（相当する研修課程修了者を含む。）で

あって、視覚障がいを有する身体障がい者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に

限る）に１年以上従事した者を、従業者として配置した場合